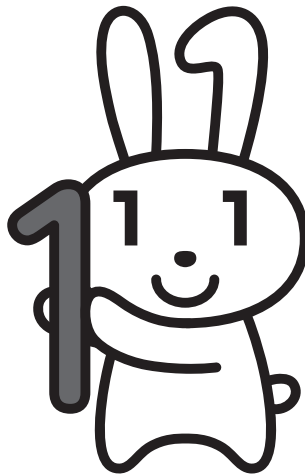




通知カードが送られてくる前に…。

マイナンバー（社会保障・税番号制度）



マイナンバー制度に基づく「通知カード」は住民票の住所に送ります。お住まいの場所が住民票と違う場合は、転送することができませんので異動の届出をお願いします。

なお、やむを得ない理由により通知カードを住民票の住所で受け取ることができない方は、住民票のある市区町村に居所情報登録申請書を提出して登録を行うことで現在のお住まいの場所で通知カードを受け取ることができます。

登録をすることができの方

次の理由により通知カードを受け取ることができない方

長期にわたって医療機関に入院、施設等に入所することが見込まれ、かつ、入院・入所期間中は住民票の住所にだれも住んでいない

配偶者等の暴力やストーカー行為などの被害者の方で、やむを得ない理由により現在のお住まいに避難している

東日本大震災により被災し、やむを得ない理由により現在のお住まいに避難している

届け出について

届出方法

次の提出書類を市役所本庁、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンターに持参もしくは郵送（岩見沢市民以外の方は、住民票のある市区町村へお問い合わせください）。

郵送の場合は、申請書と本人確認書類等のコピーを添付。提出書類

● 居所情報登録申請書

市役所本庁、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンターで配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

● 登録をする方の本人確認書類
次のいずれかを提示してください。

運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、在留カードなど
または、次のいずれかのうち2点を提示してください。

健康保険証、年金証書、学生証など

● 現在のお住まいに住んでいることを証明できる書類

賃貸借契約書、権利書、施設等が発行する入所を証明する書類など
提出期限 9月25日（金）（必着）

郵送・問合先

〒068 8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市総務部市民サービス課